

愛川町農村環境改善センター 利用基準及び注意事項

1 利用者の登録

貸館・貸室にあたり、事前に利用者の登録が必要です。(別紙様式のとおり)

2 利用者の区分

① 町内利用者

- ・ 愛川町に在住、在勤又は在学している個人
- ・ 過半数以上が町内在住者により組織される団体

② 町外利用者

町内利用者以外の個人及び団体

3 施設の利用手続き

① 予約開始日

- ・ 町内、町内の利用者の区分に応じて、予約開始日が異なります。
 - ア 町内利用者：利用日の属する月の前月の初日（休館日の場合は2日）
 - イ 町外利用者：利用日の属する月の前月の2日（休館日の場合は3日）

② 上記ア・イの両日に予約できる日数・利用時間 (多目的ホールのみ)

- ・ 予約日数：1週間につき2日まで
- ・ 利用時間：1日4時間まで

※ 3日目以降は、予約日数・利用時間の制限はありません。

※ 災害等不測の事態が発生した場合は、予約を取り消させていただくことがあります。

③ 予約申し込み先

- ・ 改善センター窓口又は電話（046-281-2829）により、申込みをしてください。
- ・ 受付時間は、午前9時から午後5時まで。（休館日を除く）

④ 使用承認の手続き・使用料の支払い

- ・ 利用日の5日前までに、改善センター窓口へ備え付けの「使用承認申請書」を記入し、使用料をお支払いください。

※ 5日前がゴールデンウィークや年末年始等による休館の場合は、その直前の開館日まで

4 利用上の注意

- 使用承認を受けた目的以外での使用はできません。
- 施設利用の権利を譲渡又は転貸することはできません。
- 物品の販売又はこれに類する行為はできません。(町長の許可を受けた場合は除く)
- 施設、備品、器具等の取扱いには十分注意してください。万が一、損傷・滅失した際は事務室へお申し出ください。
- 貴重品等の管理は各自で行ってください。また、施設内での盗難等については責任を負いません。
- 館内、敷地内、駐車場での事故については、(施設に瑕疵のない限り)当館では責任を負いかねます。
- 非常時の安全確保のため、非常口や消火器のまわりに物を置かないでください。
- 利用時間には、準備・片付けの時間を含みます。利用時間の終了10分前を目安に、以下のとおり片付けを行ってください。
 - ・ 利用後は清掃を行い、使用した設備、備品等は使用前の状態に戻してください。
 - ・ 多目的ホールは、床全体をモップで清掃し、ドア等を閉めてください。

～施設の利用に関する問い合わせ～

愛川町農村環境改善センター

電話 046-281-2829

開館時間 午前9時から午後10時まで(予約・支払いは午後5時まで)

休館日 毎週月曜日、祝祭日の翌日、年末年始(12月29日～1月3日)

その他、必要に応じて臨時休館となる場合があります

担当課 愛川町役場 環境経済部 農政課農政班 046-285-6952